

13. 職業指導・雇用の促進

① 職業相談・指導

公共職業安定所では、障害者の求人・求職の相談・紹介から就職後の相談・指導と一貫したサービスを行っています。

また、聴覚、音声、言語機能障害者との円滑な相談に応じるため、新潟、長岡、上越、三条、新発田の各公共職業安定所には手話協力員（非常勤）が配置されています。

（所在地等などは【資料編】8を参照）

② 障害者職業相談員（R7.4現在）

主な公共職業安定所には、就職支援ナビゲーター、求人者支援員、精神・発達障害者雇用サポーター、就職支援コーディネーター等が配置され、障害者の能力に適した職域の開拓と求人確保に努めるとともに、就職後の職場適応についての指導を行っています。

③ 求職登録

就職を希望する障害者は、公共職業安定所に求職登録をすることにより、ケースワーク方式によるきめ細やかな職業指導、職業紹介が受けられます。

④ 公共職業訓練

障害者が就職し自立できるように、必要な技能の養成、開発向上などの訓練を行います。

○ 訓練期間

3か月～1年間（訓練科目により期間が異なります。）

○ 窓口

公共職業安定所（ハローワーク）（所在地等などは【資料編】8を参照）

⑤ 職場適応訓練

障害者が、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境への適応を容易にすることを目的に実施するものです。訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうようにするものです。

○ 訓練期間

原則として6か月以内（重度障害者、事業所が中小企業の場合は1年以内）

短期の職場適応訓練は2週間以内（重度障害者は4週間以内）

○ 手当の支給（令和5年4月現在）

訓練を受けている期間中、訓練生に訓練手当が支給されます。

短期の職場適応訓練も同様ですが、日割りで計算されます。

○ 委託費（令和5年4月現在）

訓練期間中、事業主には委託費が支給されます。

訓練生1人につき月額24,000円（重度障害者は月額25,000円）

短期の職場適応訓練は日額960円（重度障害者は日額1,000円）

○ 窓口

公共職業安定所（ハローワーク）（所在地等などは【資料編】8参照）

⑥トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試用雇用(トライアル雇用=原則3か月(テレワークによる勤務を行う者は、最長6か月まで延長可能)、精神障害者は原則6か月)の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試用雇用終了後の常用雇用への移行を進めることを目的とした制度です。(精神障害者については最長12か月)

試用雇用(トライアル雇用)期間中、事業主に対してトライアル雇用助成金(月額最大4万円(精神障害者を雇用した場合は、試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円))を支給します。

○問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)

⑦トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害及び発達障害のある方をハローワーク等の紹介により試行的に雇用し、一定の期間をかけて、職場への対応状況をみながら、常用雇用移行を目指して取り組んでいただく事業主の方に雇用奨励金を支給します。事業主と精神障害及び発達障害のある方の相互理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図る制度です。

○短時間トライアル雇用期間

3か月以上12か月以内

○短時間トライアル雇用開始時の週所定労働時間

10時間以上20時間未満

○助成金の額(月額)

最大4万円

○問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)

⑧職場適応援助者(ジョブコーチ)

発達障害者、精神障害者等の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、対象者と事業所に対するアドバイス等、きめ細やかな支援を行います。

*実施前に、障害者職業センターが策定または承認した支援計画が必要です。

○期間

就職時、または職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じた時に支援
標準的な支援期間は3か月

○窓口

新潟障害者職業センター

⑨職業準備支援

就職を希望している発達障害者、精神障害者を主な対象とした、通所プログラムです。期間は最大12週間で、各種作業体験、就職活動に関する講習、対人コミュニケーション訓練、ナビゲーションブックの作成等を行い、就職を目指します。※受講前に、職業評価の実施が必要です。

⑩リワーク支援

うつ病などで職場を休職している人を対象とした、通所プログラムです。標準的な期間は12~16週間で、作業体験、ストレス対処、リラクゼーション、コミュニケーション訓練等を実施し、元の職場への復帰を目指します。※受講前に、本人、主治医、事業所の三者の合意を確認します。

⑪就業促進のための各種資金の貸付制度

○生活福祉資金

貸付資金	内容	対象者	窓口
福祉資金(福祉費)	生業を営むために必要な経費 1 貸付限度額 4,600,000 円以内 2 貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5% 3 償還期限 6か月据置 20 年以内	身体障害者 知的障害者 精神障害者	民生委員を通じて 各市町村の社会福祉協議会
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計維持に必要な経費 1 貸付限度額 技能を習得する期間が 6か月程度 1,300,000 円以内 1年程度 2,200,000 円以内 2年程度 4,000,000 円以内 3年以内 5,800,000 円以内 2 貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5% 3 償還期限 技能習得期間終了後6か月据置8年以内		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費 1 貸付限度額 500,000 円以内 2 貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5% 3 償還期限 6か月据置3年以内		
	障害者用自動車の購入に必要な経費 1 貸付限度額 2,500,000 円以内 2 貸付利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5% 3 償還期限 6か月据置8年以内 ※自動車購入の場合は、排気量が 2,000cc 以下の車を対象となります。(ただし、生業・営業用自動車を除く) ※自動車を買替える場合は、新車登録後6年以上の経過又は走行距離 10 万 km を超えている場合に対象となります。		

⑫事業主への助成制度

○内容

障害者の雇用促進と雇用安定のため障害者雇入事業主に対して、次のような就職援助制度があります。

○以下の給付金等の取扱機関は公共職業安定所（ハローワーク）になります。

令和7年4月現在

給付金等の名称	支給対象者、支給内容等
特定求職者雇用開発助成金	<p>◆主な給付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 紹介以前に、採用に向けた選考を開始していないこと 雇入れ日の前3年間に、雇用関係、出向、派遣、請負等により雇入れに係る事業所において就労していないこと 雇入れ日の前3年間に、雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等をしていないこと 雇入れ日以後6か月の間に被保険者を事業主の都合で解雇していないこと 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給決定の対象となった者を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇(勸奨退職を含む)をしていないこと。 雇入れ日以後6か月の間に特定支給資格者となる離職理由により雇用する被保険者を3人を超え、かつ当該雇入れの日における被保険者数の6%を超えて離職させていないこと 過去2年度を超える年度で、労働保険料の未納がないこと 対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を整備、保管していること <p>・これ以外に助成金の支給・不支給要件がありますので、ご注意ください。</p>

給付金等の名称	支給対象者、支給内容等																			
特定求職者雇用開発助成金	<p>◎特定就職困難者コース 高齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク又は適正な運用を期することができる有料・無料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当の額の一部の助成を行う。 ○助成期間と助成額</p> <table border="1" data-bbox="354 353 1414 586"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象障害者</th> <th colspan="2">支給額(総額) / (対象期間)</th> </tr> <tr> <th>中小企業</th> <th>中小企業以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体・知的障害者</td> <td>120万円(2年)</td> <td>50万円(1年)</td> </tr> <tr> <td>身体・知的障害者(重度障害者または45歳以上)、精神障害者</td> <td>240万円(3年)</td> <td>100万円(1年6か月)</td> </tr> <tr> <td>短時間労働者である身体・知的・精神障害者</td> <td>80万円(2年)</td> <td>30万円(1年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、支給対象期毎の支給額は支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。 また、対象労働者を雇入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、対象者に支払った賃金額に対象労働者の区分ごとに定めた助成率を乗じた額となります。</p>	対象障害者	支給額(総額) / (対象期間)		中小企業	中小企業以外	身体・知的障害者	120万円(2年)	50万円(1年)	身体・知的障害者(重度障害者または45歳以上)、精神障害者	240万円(3年)	100万円(1年6か月)	短時間労働者である身体・知的・精神障害者	80万円(2年)	30万円(1年)					
	対象障害者		支給額(総額) / (対象期間)																	
中小企業		中小企業以外																		
身体・知的障害者	120万円(2年)	50万円(1年)																		
身体・知的障害者(重度障害者または45歳以上)、精神障害者	240万円(3年)	100万円(1年6か月)																		
短時間労働者である身体・知的・精神障害者	80万円(2年)	30万円(1年)																		
<p>◎発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 公共職業安定所(ハローワーク)等の紹介により継続して雇用する労働者として発達障害者や難治性疾患患者を雇入れる事業主に対し助成金を支給します。 助成金は雇入れ後6か月ごとに支給され、支給される助成金の総額、対象期間は以下のとおりです。 また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員等が職場訪問を行います。</p> <table border="1" data-bbox="354 891 1407 1084"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象障害者</th> <th colspan="2">支給額(総額) / (対象期間)</th> </tr> <tr> <th>中小企業</th> <th>中小企業以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短時間労働者以外の者</td> <td>120万円(2年)</td> <td>50万円(1年)</td> </tr> <tr> <td>短時間労働者</td> <td>80万円(2年)</td> <td>30万円(1年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、支給対象期毎の支給額は支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払った賃金額を上限とします。 また、対象労働者を雇入れた事業主が当該対象労働者について最低賃金の減額の特例の許可を受けている場合は、対象者に支払った賃金額に対象労働者の区分ごとに定めた助成率を乗じた額となります。</p> <p>○問い合わせ先 公共職業安定所(ハローワーク)</p>	対象障害者	支給額(総額) / (対象期間)		中小企業	中小企業以外	短時間労働者以外の者	120万円(2年)	50万円(1年)	短時間労働者	80万円(2年)	30万円(1年)									
対象障害者		支給額(総額) / (対象期間)																		
	中小企業	中小企業以外																		
短時間労働者以外の者	120万円(2年)	50万円(1年)																		
短時間労働者	80万円(2年)	30万円(1年)																		
キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)	<p>障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成を行います。</p> <p>○支給額等</p> <table border="1" data-bbox="354 1451 1331 1845"> <thead> <tr> <th>支給対象者</th> <th>措置内容</th> <th>支給総額</th> <th>支給対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者</td> <td>有期雇用から正規雇用への転換</td> <td>120万円 (90万円)</td> <td rowspan="6">1年 (1年)</td> </tr> <tr> <td>有期雇用から無期雇用への転換</td> <td>60万円 (45万円)</td> </tr> <tr> <td>無期雇用から正規雇用への転換</td> <td>60万円 (45万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者</td> <td>有期雇用から正規雇用への転換</td> <td>90万円 (67.5万円)</td> </tr> <tr> <td>有期雇用から無期雇用への転換</td> <td>45万円 (33万円)</td> </tr> <tr> <td>無期雇用から正規雇用への転換</td> <td>45万円 (33万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※()内は中小企業以外の額です。 ※支給対象者1人あたり、上記の額が支給されます。ただし、当該額が、各々の支給対象期(最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期の支給対象期)における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額とします。</p> <p>○問い合わせ先 公共職業安定所(ハローワーク)</p>	支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)	重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)
支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間																	
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)																	
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)																		
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)																		
重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)																		
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)																		
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)																		

○ 障害者作業施設設置等助成金 障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し、作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設、もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。
○ 障害者福祉施設設置等助成金 障害者を労働者として雇用している事業主またはその事業主の加入している事業主の団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。
○ 障害者介助等助成金 障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。
○ 職場適応援助者助成金 職場適応に課題を抱える障害者に対して、訪問型・企業在籍型職場適応援助者による支援を実施する場合に、その費用の一部を、期間を定めて助成します。
○ 重度障害者等通勤対策助成金 重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるまたは継続して雇用する事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主を構成員とする事業主の団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。
問い合わせ先 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 新潟支部高齢・障害者業務課 TEL : 025-226-6011 (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ「助成金等」でも詳細についてご案内しています。 https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html

⑬ 事業主に対する税制上の軽減措置

○ 内容

障害者を一定の割合以上雇用する企業（個人又は法人）は、所得税、法人税、事業所税などの軽減措置が受けられます。

令和7年4月現在

項目	要件	内容
助成金の非課税措置等 (税務署)	例として次の助成金・補助金を国等から受けて固定資産を取得した場合 1 障害者作業施設設置等助成金 2 障害者福祉施設設置等助成金 3 重度障害者通勤対策助成金 4 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 5 障害者能力開発助成金	(個人の場合) 固定資産の取得又は改良に充てられた国庫補助金の額は総収入金額に不算入として圧縮記帳をすることができます。 (法人の場合) 固定資産の取得又は改良に充てられた国庫補助金の額は一定の要件により圧縮限度額の範囲内において損金の額に算入することができます。 ※要件の詳細は税務署にお問い合わせください。

事業所税の軽減措置 (新潟市役所)	障害者を雇用	従業者割の事業所税については、従業者給与総額の算定において、障害者に支払う給与総額を控除できます。また、免税点の判定において、障害者は従業者から除くことができます。
	1 雇用する心身障害者について算定した数が 10 以上 2 雇用割合が 50%以上 3 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金や中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の受給(資産割に係る事業所税)	資産割に係る事業所税については、当該事業所の床面積の2分の1に相当する面積を控除できます。

○窓口

所得税・法人税…………… 税務署
(所在地等は【資料編】10を参照)
事業所税・固定資産税 …………… 市役所・町村役場の税務担当課